

# 福祉サービス第三者評価事業 の概要について

静岡県 福祉指導課

# 福祉サービス第三者評価について

## 【福祉サービス第三者評価】

- ◆ 事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価する事業。

## 【目的】

- ◆ 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。
- ◆ 利用者に対し適切なサービスの選択に資するための情報提供。

## 法的な位置づけ(根拠)

### 【社会福祉法第78条第1項】

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

### 【社会福祉法第78条第2項】

国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

# 評価機関について

## 【評価機関】

- ◆公正・中立な第三者機関で、県が認証した評価機関。

## 【評価調査者】

- ◆評価機関に所属し、専門的かつ公正な評価が行われるよう一定の要件を満たし、かつ調査者養成課程を修了した者。

# 何を評価するのか？

- (1) 福祉サービス提供体制の整備状況と取組み
  - ◆ 法人、施設等の経営理念に基づき提供される福祉サービスの内容の決定
  - ◆ サービスの提供体制 等
  
- (2) 提供する福祉サービスの内容
  - ◆ 利用者とのコミュニケーション等人間関係の側面
  - ◆ 生活環境の側面 等

## どのような基準で行われるか？

(1) 共通評価基準(45項目)

福祉サービスの種別に関わらず取り組む項目

※放課後児童クラブのみ44項目

(2) 内容評価基準(20項目※)

サービス種別ごとに提供するサービスの内容  
を評価する項目

※事業により異なる。

# 対象となる施設・サービス

児童：保育所、放課後児童クラブ、幼保連携型こども園

障害者・児：障害者支援施設・障害福祉サービス事業、  
障害児（入所支援・通所支援）

高齢者：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム  
訪問介護事業所、通所介護事業所

保護：救護施設

社会的養護※：乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、  
情緒障害児短期治療施設（H29.4.1～児童心理治療施設と読み替え）、児童自立支援施設

※ 社会的養護施設は、平成24年度から3年に1回以上の受審と公表が義務化。

※令和7年度から幼保連携型認定こども園を追加。

# 福祉サービス第三者評価と行政監査との違い

## 【行政監査】

- ◆法令が求める**最低基準を満たしているか**、否かについて定期的に所轄行政庁が確認するもの

## 【福祉サービス第三者評価】

- ◆具体的な問題点を把握し、**サービスの質の向上**に結びつけること
  - ◆利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること
- 現状の**福祉サービスをよりよいものに誘導し、質の向上を意図している**という点で異なる。

## 評価結果の公表について

- ◆ 評価機関が受審事業者の同意を得て、**県と評価機関がインターネット上に公表。**

⇒ 第三者評価の目的の一つに、利用者のサービス選択やサービス内容の透明性の確保があるため。

## 助成制度(令和7年度)

- ◆ 静岡県社会福祉協議会による助成制度。
- ◆ 1法人3施設まで、第三者評価受審費用のうち
  - 第1種社会福祉事業⇒上限20万円
  - 認可保育所等⇒上限15万円
  - その他社会福祉事業⇒上限10万円

※最低10万円は各施設自己負担とし、その他助成金等(注)がある場合はその額も差し引く。

(注)「子ども・子育て支援新制度」の公定価格の「第三者評価受審加算(保育所)」15万円を含む。

★令和8年度は助成率が変更となるかもしれません。

ご清聴ありがとうございました。